

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解（示談）の相手方

三鷹市民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和6年(2024年)12月10日

(2) 事故発生場所

東京都杉並区大宮一丁目2番先方南通り路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの運搬作業を終えて中野区清掃事務所南中野事業所へ帰庁するため、清掃車で方南通りの右車線を東方面に向かって走行していたところ、その左車線に停車していた相手方車両が発進し、右車線に進入した際、相手方車両の右側前部が当該清掃車の左側側面に接触した。この事故により、当該清掃車の左側サイドバンパー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

相手方は、本件事故により、区が被った損害（2(3)の清掃車の修理費の合計）849,442円について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和7年(2025年)5月23日